

2019年1月21日

呼吸用保護具 型式検定申請者各位

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の
検定における吸気抵抗の試験手順の変更について

公益社団法人 産業安全技術協会
検定部長 松田 修一

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の検定業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「防じんマスクの規格 第6条」、「防毒マスクの規格 第7条」、「電動ファン付き呼吸用保護具の規格 第6条」で規定されています吸気抵抗の試験手順について、当協会では全面形マスクは検定業務開始当初より厚生労働省の試験手順を踏襲し試験を実施してまいりましたが、近年、隔障（ノーズカップ）が完全には顔面又は面体に密着しなくてもよい思想で設計されているマスク（ただし、二酸化炭素濃度上昇値の基準値を満たし、かつアイピースが曇らない構造を満たすもの）も販売され、このようなマスクに対しては、実際の作業時の着用状態との整合性の観点から、従来の試験手順での評価が実際よりも厳しく、適当ではない状況となっていることを鑑み、下記の通り吸気抵抗の試験手順について見直しを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、試験部 機械・マスクグループまでご連絡いただきますようお願いいたします。

申請者様におかれましては、引き続き当協会の検定業務にご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

- 新しい試験手順の運用開始日：2019年2月1日
- 対象の検定品目及び種類：防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の隔障（ノーズカップ）を有する全面形面体
- 対象の試験項目：吸気抵抗
- 検定申請への影響：申請文書「あらかじめ行った試験の結果」については期日以降、新しい試験手順による文書を提出
- 変更前の合格型式の扱い：変更後の合格型式と同じ
- 変更前の合格型式の再試験：再試験は行わない（更新検定時を含む）

【新しい試験手順】

全面形マスクのサンプル（隔障付き）をなるべく隔障が均等に密着（密着度合は装着状態による）するように試験用人頭に装着し、吸気抵抗を 40 L/min の試験流量で通じた時の内外の圧力差を測定し、吸気抵抗値とする。

【従来の試験手順】

- (1) 全面形マスクの隔障を外し、全面形マスクを隔障なし状態（吸気弁が付いている状態）で吸気抵抗を 40 L/min の試験流量で通じた時の内外の圧力差を測定する。
- (2) 全面形マスクから外した隔障は、隔障のみ（吸気弁が付いている隔障は付いている状態）を試験用人頭に密着させて隔障の吸気抵抗を 40 L/min の試験流量で通じた時の内外の圧力差を測定する。
- (3) (1)の測定値と(2)の測定値の合計値を吸気抵抗値とする。

以上